

# 山形市開放型事業場の公害防止等に関する指導要綱

(平成3年6月14日決裁)

改正 平成8年5月21日決裁

改正 令和3年3月4日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、美しい山形をつくる基本条例（昭和63年市条例第2号）の趣旨に基づき、この市における開放型事業場の公害防止の推進を図り、もって、市民福祉の向上と、生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「開放型事業場」とは、コイン洗車場、資材置場、スクラップ野積場、残土中間置場、屋外スポーツ施設、自動車ターミナル、駐車場及び材木置場で、別表に掲げる露天式の事業場をいう。

(2) 「事業者」とは、開放型事業場を経営する者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動により、良好な環境を侵すことのないよう、自らの責任において適切な措置を講じ、この要綱の遵守に努めるとともに、市長が実施する環境施策に積極的に協力するものとする。

2 事業者は、開放型事業場の管理責任者を定め、適切な管理を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、開放型事業場の入口に、事業所名、住所、代表者名、管理責任者名及び連絡先等を記入した表示板（規格は、原則として縦50cm×横60cm以上とする。）を設置するものとする。

(近隣住民等の同意)

第4条 開放型事業場を開設しようとする者は、近隣住民及び隣接する土地の所有者に対し、予め、当該開放型事業場において行う事業の内容を説明し、同意を得るよう努めるものとする。

(事前協議及び開設届出)

第5条 開放型事業場を開設しようとする者は、原則として、開設又は工事着手の30日

前まで（残土中間置場にあつては，7日前までとする。）に，当該開放型事業場に係る資料を添付した開設届出書（別記様式）を市長に提出するとともに，公害の未然防止を図るための必要な協議を行うものとする。

2 前項の開設届出書に添付する資料は，次に掲げるものとする。

- (1) 位置図及び案内図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 機械及び建物の配置図
- (4) 公害防止計画書
- (5) 前条の規定による同意を得たことを明らかにする書類

3 資材置場及び残土中間置場である開放型事業場で，同一土地を継続して使用する期間が6ヵ月を超えないものにあつては，前2項の規定は適用しないものとする。

（営業又は稼働時間）

第6条 開放型事業場の営業又は稼働の時間については，市長と事業者との協議により定めるものとする。この場合において，当該営業又は稼働の時間は，次の各号に掲げる開放型事業場の区分に応じ，当該各号に定める時間の範囲となるよう努めるものとする。ただし，特別な理由があると認められる場合は，この限りではない。

- (1) コイン洗車場 午前6時から午後12時まで
- (2) 資材置場，スクラップ野積場，残土中間置場及び材木置場  
午前7時から午後6時まで
- (3) 屋外スポーツ施設，自動車ターミナル及び駐車場  
午前6時から午後12時まで

（公害に係る遵守基準）

第7条 事業者は，開放型事業場から，次に掲げる基準を超えて騒音，振動，悪臭，粉じん及び汚水を発生又は排出させてはならない。

### (1) 騒音

時間の区分	朝	昼 間	夕	夜 間
区域の区分	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から翌日 の午前 6 時まで
第 1 種, 第 2 種住居専用地域	4 5 ホン	5 0 ホン	4 5 ホン	4 5 ホン
住 居 地 域	5 0 ホン	5 5 ホン	5 0 ホン	4 5 ホン
近隣商業, 商業, 準工業地域	6 0 ホン	6 5 ホン	6 0 ホン	5 0 ホン
工 業 地 域	6 5 ホン	7 0 ホン	6 5 ホン	5 5 ホン
備 考	1 市街化調整区域に立地する開放型事業場に対しては, 住居地域の基準を適用する。 2 騒音の測定方法は, 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 (昭和 4 3 年 1 1 月 2 7 日 厚・農・通・運告 1)」に定める方法とする。			

### (2) 振動

時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日午前 8 時まで
第 1 種, 第 2 種住専, 住居地域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
近隣商業, 商業, 準工業, 工業地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
備 考	1 市街化調整区域に立地する開放型事業場に対しては, 住居系の基準を適用する。 2 振動の測定方法は, 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 (昭和 5 1 年環境庁告示第 9 0 号)」に定める方法とする。	

### (3) 悪臭

区域の区分	敷地境界における臭気濃度	排出口における臭気濃度
第 1 種, 第 2 種住専, 住居地域	1 0	5 0 0
近隣商業, 商業, 準工業	1 5	1, 0 0 0
工業地域, その他の地域	2 0	1, 0 0 0
備 考	1 その他の地域に立地する開放型事業場のうち, 市長が特に必要と認める開放型事業場に対しては, 住居系の基準を適用することができる。 2 悪臭の測定方法等については, 「山形市悪臭防止対策指導要綱 (昭和 6 1 年 8 月 1 日施行)」に基づくものとする。	

(4) 粉じん

近隣住民がほこりっぽさを感じる程度の粉じん

(5) 水質汚濁

項目	単位	基準値
水素イオン濃度		5.8以上8.6以下
浮遊物質	mg/l	最大 60
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	最大 5
備考	1 上記以外の項目については、「山形市生活排水処理対策指導要綱（昭和58年10月1日施行）」に定める排水基準を適用する。	

(悪臭及びばい煙が生ずるものの焼却の禁止)

第8条 事業者は、開放型事業場において、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油、廃材その他焼却に伴って悪臭又はばい煙が発生する物を、多量に焼却してはならない。

(環境の整備)

第9条 事業者は、開放型事業場の四囲に塀又はシート等の遮塀構造物を設置し、近隣住民及び通行人の視覚公害の防止に配慮するものとする。

2 事業者は、開放型事業場（コイン洗車場及び残土中間置場を除く。）を1年以上にわたって営業する場合は、当該開放型事業場の敷地内に敷地面積のおおむね20パーセントの緑地を確保するよう努めるとともに、遮塀構造物にペインティングを施すなど、美観を損なわせないよう配慮するものとする。

3 資材置場、スクラップ野積場及び材木置場である開放型事業場にあつては、積荷の落下の防止に努めるとともに、積荷の高さは、当該開放型事業場の敷地境界の遮塀構造物の高さ（地上から3m程度以内とする。）を超えないようにするものとする。

4 事業者は、開放型事業場から粉じんが発生する場合は、粉じんカバーにより覆い、又は散水設備により散水するものとする。

(近隣住民への配慮)

第10条 事業者は、次に掲げる事項について十分配慮するとともに、自主的に必要な措

置を講ずるものとする。

- (1) 開放型事業場へ出入りする自動車が、住民の通行を妨げたり、路上駐車により地域に迷惑をかけたりしないよう配慮すること。
- (2) 開放型事業場の照明により、近隣住民の安眠を妨げることのないよう配慮すること。
- (3) 開放型事業場の利用者が、車のエンジンの空吹かし、車のドアの開閉又は大声での談笑その他の行為により、近隣住民に迷惑を及ぼさないよう適切な管理運営を行うこと。
- (4) 営業又は稼働時間の終了後は、開放型事業場内への立入を防止するため、敷地境界及び出入口に防護柵又はチェーン等を張り巡らすこと。
- (5) 事業活動による周辺への影響について、適宜、近隣住民の意見等を求め、適切に対処すること。

(利用者への啓発)

第11条 コイン洗車場、屋外スポーツ施設及び駐車場である開放型事業場の事業者は、看板及び印刷物等、利用者が明らかに確認できる物により、利用上の注意等の周知を図るものとする。

(苦情処理)

第12条 事業者は、開放型事業場に関して近隣住民から苦情の申出があった場合は、速やかに、誠意をもって、これを解決するための適切な措置を講ずるものとする。

(調査・報告)

第13条 市長は、開放型事業場内外の環境について、良好な状態が維持されるよう必要に応じて事業者に報告を求め、又は担当職員を立入らせ、調査を行わせることができるものとする。

2 前項の規定により立入調査を行う者は、市長が立入調査を命じた物であることを証する書類を携帯し、事業者に提示するものとする。

(改善要請及び勧告)

第14条 市長は、良好な環境を維持するために必要と認めるときは、事業者に対し、期限を定めて適切な改善措置を講ずるよう要請又は勧告するものとし、事業者は、これに従うものとする。

(公表)

第15条 市長は、事業者が前条の勧告に従わないときは、その内容及び氏名等を公表できるものとする。

(助成等)

第16条 市長は、開放型事業場の公害防止対策を推進するため、必要に応じ、融資のあっ旋及び利子補給等の助成並びに開放型事業場の移転についての便宜の供与等に努めるものとする。

(確約及び協定)

第17条 市長は、この要綱の適切な運用を図るため、必要に応じ、事業者に確約書の提出を求め、又は協定の締結を求めることができるものとし、事業者はこれに応ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成8年5月21日決裁）

この要綱は、平成8年5月21日から施行する。

附 則（令和3年3月4日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前の山形市開放型事業場の公害防止に関する指導要綱別記様式の規定に基づき作成された開放型事業場開設届出書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 別表

開放型事業場の種類	内 容	規 格
①コイン洗車場	スプレー式の洗車機を設置している無人で露天の有料駐車場	全てのもの
②資材置場	建設業者が使用する各種資材置場及び建設に使用する重機等の機材置場で露天の事業場	敷地面積が200㎡以上のもの
③スクラップ野積場	廃品回収業者及び資源再生業者が、集荷した故紙、廃プラスチック、廃線及び廃金属製品等のスクラップを野積みしている事業場	敷地面積が500㎡以上のもの
④残土中間置場	建設工事から排出された残土を一時的に保管する中間置場の事業場。ただし、最終処分場は除く。	敷地面積が200㎡以上のもの
⑤屋外スポーツ施設	ゴルフ練習場、バッティング練習場、テニスコート、ゲートボール場等の営利を目的とする野外のスポーツ施設	全てのもの
⑥自動車ターミナル	大型の旅客又は貨物の自動車運送事業の事業用自動車を駐車又は停留させる目的で設置した事業場。ただし、道路の路面及びその他の場所で、停留場に使用するものは除く。	敷地面積が2,000㎡以上のもの
⑦駐車場	普通乗用自動車の露天駐車場及び鉄骨組立等のプレハブ駐車場。ただし、機械式、自走式の屋根付き立体駐車場は除く。	敷地面積が500㎡以上のもの
⑧材木置場	製材所又は管理事務所（簡易管理棟は含まない。）を併設していない原木等の材木置場の事業場	敷地面積が500㎡以上のもの